

会報2022新年号の目次について

あけましておめでとうございます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。今年もよろしくお祈りいたします。

西尾労働基準協会ホームページ

1月1日（土）掲載



「お知らせ」

- ◇ テレワーク導入促進講演会1月25日13:30開演 西尾文化会館
製造業外の方も 西尾以外の方も是非参加ください

「会報」

- ◇ 令和4年新春のご挨拶
 - 会長 監督署西尾支署長
 - 愛知労働局 局長 労働基準部長 雇用環境・均等部長
- ◇ 働き方改革
 - 【西尾主催】テレワーク導入促進講演会(お知らせに掲載)
 - 【局監督課より】働きやすい職場づくり事例(周知チラシ)
 - 【局監督課より】建設業働き方改革YouTube(チラシ)
- ◇ 安全 危なさと向き合おう in 愛知
 - 愛知労働局『リスクアセスメント推進事業場宣言』
 - 宣言には『リスクアセスメント出前講座』受講が必須条件
 - 西尾は“相互確認会”参加事業場対象に『出前講座』を45社参加で1月開催予定
 - 第4回 危険源調査“相互確認会” 12月実施報告
- ◇ 愛知労働局長賞 祝二ノミヤ受賞 11月県大会でお披露目
- ◇ 事務所則改正
- ◇ 労働保険料 口座振替広報
- ◇ 監督署の窓 特定最低賃金の改定について
- ◇ 労働災害防止
 - 労働災害発生状況 西尾 愛知県
 - 西尾管内11月災害分析 8年ぶりの死亡災害ゼロ継続 12月28日時点ゼロ
- ◇ 2022年度 技能講習他スケジュールのご連絡
 - 県版 愛知労働基準協会主催 ※西尾会場開催含む
 - 西尾版 西尾労働基準協会主催と上記西尾会場開催

ご注意ください

西尾開催最後の特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を2022年4月に3回実施し 残席40名です。この3回は**常時HP掲載されませんのでこのスケジュールで確認ください。申込書はHPから取り出せません。**
皆様に協力頂いたアンケートで開催頻度を定めることができ、今まで計画的に進めることが出来ました。お礼申し上げます。以降は他会場をご紹介してまいります。

「講習・セミナー」

- ◇ 2022年2月講習会開講のご案内
西尾 西三河(刈谷、豊田、岡崎) 愛知労働基準協会
- ◇ セミナー/シンポジウム
西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

新年のご挨拶



西尾労働基準協会
会長 榊原利夫

明けましておめでとうございます。旧年中、会員の皆様方には当協会の事業運営につきまして多大なるご支援、ご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。また、新たな決意、希望をもって初春を迎えられたことと心からお慶び申し上げます。旧年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これを踏まえた再々の緊急事態宣言の発令等が、社会経済活動全般に、又労働環境など広範に影響をもたらしました。

又、本年度も、新しいオミクロン株のまん延が予想されている中、日本経済は依然として厳しい状況が続くと思われまます。この様な状況の中、旧年度の西尾地区の労働災害発生状況は、対前年比に比べ増加傾向は見られますが、一方重大な災害発生要因は減少、死亡災害につながる要因も減少し、結果 8年ぶりの死亡災害ゼロ達成です。内容を更に向上させるべく、第13次労働災害防止推進計画の目標達成にむけ愛知労働局安全方針「危なさと向きあおう」と歩調をあわせてリスクアセスメントの推進に今後も取り組んでまいります。

その一環として、「危険源の調査」をテーマとした確認会を西尾労働基準協会と岡崎基準監督署西尾支署と連携し、各事業所の取り組みについて確認する訪問活動を旧年に引き続き行なっております。この活動は西尾独自の活動で、この2023年から始まる第14次労働災害防止推進計画に先がけ西尾管内の事業所、約600社を対象とした活動で、安全定義に沿って作業に関わる危険源を整理してリスクと向き合う取り組みで、業務中や作業中に分かる危険源ではなく、改めて作業工程などを含めた全体を網羅した危険源の洗い出しを目的にしている活動であり、今年7月に45社への訪問が終了し、次に危険源調査を行なった45社が先導役となり、全会員へ活動の輪を拡げてまいります。「私たちが守り抜いてきた会社を未来永劫、維持発展させるためにも危険リスクを次世代へ伝えていくことが大切」であります。

又、働き方改革におきましては、コロナ禍での新しい日常での働き方として、時間や場所を有効に活用できるテレワークの定着の推進を図るため、その一環として1月25日に出前講座、テレワークで会社が変わる基調講演「ものづくり地域におけるテレワークでチャンスをつかむ～中小企業こそ取り組むべき働き方改革～」を予定しております。多くのご参加をよろしくお願い致します。

この様に当協会としては、岡崎労働基準監督署との連携のもとに企業ニーズを踏まえた各種研修会、講演会、技能講習など活動を図ってまいります。

西尾地区で働くすべての方々が、安心、安全、健康に働ける職場づくりに貢献できる協会を目指しております。本年も旧年同様、協会の活動に対して皆様のご支援、ご協力よろしくお願い申し上げます。

最後に会員会社様の益々のご発展と、ご繁栄を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

新年を迎えて



岡崎労働基準監督署西尾支署長

堀 口 健 一

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、日本経済は依然として厳しい状況下にあります。

この様な状況において、労働基準監督署としても新型コロナウイルス感染症の影響と経済の動向を見ながらできる限りきめ細やかな行政展開を行って参りました。

昨年末から感染者数が減少し、ウィズコロナの下、経済を回復に導くため、各種施策が打ち出され、その回復過程において、長時間労働や労働災害発生のリスクが懸念されます。

昨年10月には最低賃金が大幅に改定されたことにより、最低賃金引上げを含めた企業内全体の賃上げの機運の醸成にも取り組まなければなりません。このためには、生産性の向上は喫緊の課題であり、その支援を含め働き方改革を推進する観点から当支署内に「労働時間・相談支援コーナー」を本年も引き続き開設し、できる限り事業主の方に寄り添った対応を行って参りたいと考えております。

また、働き方改革におけるポストコロナの「新しい日常」に対応した働き方として、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークの定着の推進も図ってまいりますので、積極的な活用をご検討していただければと思います。

生産性を向上しながら労働時間の短縮等により労働環境を整備することは、仕事と生活の調和がとれた社会を実現していくために必要ですので、働き方改革の推進及び取組について、よろしく申し上げます。

当支署管内の労働災害件数は増加しましたが、会員の皆様方のご尽力の結果、重篤に至る内容の件数は減少し、死亡災害の発生はありませんでした。本年も引き続き死亡災害を含む重篤な災害の防止について、危険源の「特定」と「何故？を大切にした伝承」を重点に関係機関と連携を図り対策を講じてまいります。

本年も、西尾地区における労働者の方が安全で健康に働くことができるよう当支署としてわかりやすく丁寧な発信に努め、取組んでいく所存ですので、引き続きご

支援ご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は先行き不透明であり、感染拡大防止と経済活動の両立は難しい課題ではありますが、会員の皆様方のご多幸とご健勝を心より祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

愛知労働局長 伊藤 正史

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和4年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の一層の御理解と御協力を改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

昨年令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、これを踏まえた再三の緊急事態宣言の発令等が、社会経済活動全般、ひいては雇用・労働環境等に広範な影響をもたらした年でした。

本県でも、こうした環境下で、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年12月に0.99倍と1倍を下回りましたが、その後、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業において生産活動の回復の動きが見られ、それに伴い求人は増加、求職者の動きも落ち着きを取り戻し、令和3年10月の有効求人倍率は1.22倍に上昇するなど、雇用失業情勢は緩やかながら改善基調を示しています。

一方で、コロナ禍の影響をより強く受ける業種・業態では引き続き厳しい状況が続いており、また、半導体等の部品供給制約、原材料高騰などが今後の県内の産業活動に及ぼす影響には不透明な要素が多く、引き続き注視していく必要があります。

当局としましては、労働条件確保・改善対策として、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定義務等を通じ、過重労働解消に対する意識が、県内事業者の皆様に徐々に浸透してきていると感じております。今後の経済回復の過程で、人材確保・定着の観点からも、働きやすい職場づくりに引き続き取り組んでいただく上で参考となる好事例など情報発信に努めてまいります。

労働災害防止対策につきましては、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、「危なさ向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントの推進に取り組むとともに、治療と仕事の両立支援など安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

働き方改革の推進については、生産性を高めつつ労働時間の短縮等に向けた取組への支援を行うなど、中小企業等の皆様に寄り添った対応を進めてまいります。

令和4年4月から段階的に施行される改正育児・介護休業法については、企業の皆様への周知と着実な履行確保を図ることで、「産後パパ育休」制度の普及と、中小企業での女性活躍推進の取組みを支援してまいります。

また、中小企業におけるパワーハラスメント防止措置も、令和4年4月から義務化されることを踏まえ、職場におけるハラスメントの撲滅に向け、各種防止対策を総合的に推進してまいります。

障害者雇用対策につきましては、令和3年3月より民間企業における法定雇

用率が2.3%に引き上げられたことで、各ハローワークが企業に寄り添った雇用支援に取り組むことが重要であり、障害をお持ちの方々の雇用の場の確保・拡大に努めてまいります。

令和3年4月より高年齢者雇用安定法が改正され、65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の理解と取り組みが一層進むよう、改正法の周知と事例提供に努めてまいります。

これら取り組み全体に共通し、愛知の地域特性を踏まえ、また、中小企業をはじめ各企業の直面する課題に向き合い、監督署・ハローワークを含め、労働局の有する支援メニュー等を最大限活用し、総合的、丁寧な行政運営に努めてまいります。

昨年11月に策定された、新たな経済対策等に基づく、「人への投資」を担う労働行政としての役割発揮も重要な課題となります。

社会全体としても、各企業等においても、引き続き「ウイズコロナ」での難しい舵取りが求められることとなりますが、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしますとともに、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、年頭の御挨拶といたします。

新春のご挨拶

愛知労働局労働基準部長 岡田直樹

新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解・ご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国は、一昨年来続いております新型コロナウイルスの5度の感染の波に対し、様々な感染防止対策を講じつつ凌いでまいりましたが、新たな変異株が発見され、第6波が予想されるなど依然として予断が許されない状況です。新型コロナウイルスが企業経営にもたらした影響は甚大なものがありますが、社員の雇用維持、労働条件及び健康の確保、新しい働き方の取組などに日々ご尽力されていますことに改めて敬意を表します。

労働基準行政としましては、コロナ禍の影響で事業縮小を余儀なくされた企業に対しては、雇用維持の要請、解雇、整理解雇、賃金支払等に関する法律や裁判例の説明などを継続するとともに、コロナ対応などで長時間労働を余儀なくされている企業に対しては、長時間労働の是正や過重労働による健康障害防止の徹底などを指導し、長時間労働の解消と働きやすい職場の実現に向けての支援を丁寧に行い、昨年7月に変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に掲げられた目標の達成を目指してまいります。

労働災害防止対策につきましては、令和3年度は、死亡災害は減少したものの、休業4日以上死傷災害は一昨年に続き増加となり、第13次労働災害防止推進計画の目標達成が大変困難な状況にあります。業種別では製造業、商業、建設業で災害が増加しており、コロナ感染症の関係で社会福祉施設における災害も増加しています。本年度は引き続き「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントに関する出前講座やリスクアセスメント推進事業場宣言への勧奨、エイジフレンドリーガイドラインの周知などを積極的に行い、安全・安心の労働環境の実現に向けて粘り強く取り組んでまいります。

労働者の健康確保については、引き続きメンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援を積極的に推進するほか、令和3年4月1日に施行された改正石綿則、令和3年12月1日に施行（一部規定を除く）された改正事務所則等の法令周知を積極的に行ってまいります。

愛知県最低賃金は、昨年10月1日付けで過去最高の28円アップの955円となり、経営等に与える影響は多大なものがあるかと存じますが、労働者の最低生活基準の確保だけでなく、経済効果も期待できることから、すべての企業においてこれが遵守されるようあらゆる機会を用いて周知を図ってまいります。

労災補償業務については、効率的な調査と法令、認定基準に等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めるとともに、新型コロナに係る労災補償については、労働基準行政の最重要課題の一つであり、請求に対する迅速・適正な給付のみならず、引き続き、署に寄せられる相談に対する懇切丁寧な対応とクラスター発生時等の請求勧奨を確実に行ってまいります。また、令和3年9月14日付けで改正された「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」に基づき、脳心臓疾患労災請求事案の適正・迅速処理に努めてまいります。

最後に、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解・ご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

愛知労働局雇用環境・均等部長 吉永 佳代

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は前年に続き、新型コロナウイルスの感染拡大が多くの企業の皆様の生産活動に影響を及ぼした1年でありました。

雇用環境・均等部では、新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での各種相談の対応、小学校が休業等した場合に子を持つ従業員への支援である小学校休業等対応助成金、妊婦の母性健康管理措置を有給で講じていただいた場合などに両立支援等助成金の支給などを行っており、引き続き各種支援を実施してまいります。このうち、小学校休業等対応助成金については、令和3年12月末までを対象としていた休業期間を令和4年3月末まで延長する措置がなされたところです。

このような厳しい状況の中ではございますが、中長期的にみますと、日本は少子高齢化により生産年齢人口が急速に減少しており、企業の皆様が持続的に成長・発展していくためにも、多様な人材を活用することや生産性を向上させることであり、働き方改革を進め、労働力不足に対応していくことが必要となります。

このため、雇用環境・均等行政としましては、パートタイム・有期雇用労働法の同一労働同一賃金や労働時間の短縮等に円滑に取り組んでいただけるよう、働き方改革推進支援センター等とも連携し、働き方改革推進に向け、皆様に寄り添った、きめ細かな支援に努めてまいります。

また、生産性を向上させ、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業を支援する働き方改革推進支援助成金や、ガイドラインに沿った良質なテレワークを新規導入し実施することで、人材確保や雇用管理等の効果上げる中小企業を支援する人材確保等支援助成金（テレワークコース）についても、適切な支給に努めてまいります。

男性の育児休業取得率は12.65%と、徐々に向上しているところではありますが、まだまだ低い水準となっております。そのような中、令和3年6月に男性の育児休業取得促進を柱として成立した改正育児・介護休業法につきましましては、4月から段階的に施行されるため、企業の皆様への周知と着実な履行確保を図り、男女ともに仕事と育児を両立できる職場環境が整備されるよう、企業の皆様の取組みを支援してまいります。

また、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出の義務対象が従業員301人以上から101人以上に拡大されることとなり、施行日が令和4年4月に迫っていることから3月末までの策定・届出がなされるよう、対象企業の皆様への周知・支援を通じ、女性の活躍推進の取組みを図ってまいります。

さらに、当局の総合労働相談コーナーに寄せられる相談の約1／4は、パワーハラスメントを含むいじめ・いやがらせとなっております。パワーハラスメントの防止措置についてはすでに大企業では措置を講じることが義務となっておりますが、中小企業に対しても令和4年4月から義務化されます。職場におけるハラスメントを撲滅に向け、パワーハラスメントのみならず、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策を総合的に推進してまいります。

このように令和4年4月から様々な改正法が施行されますので、貴協会のお力添えをいただきながら、周知してまいりたいと思います。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

労働時間削減を含む働きやすい職場づくりの

ベストプラクティス企業取組事例公開中！

11月の過労死等防止啓発月間の取組のひとつとして、**労働時間削減**や**女性活躍促進**など**働きやすい職場づくり**に積極的に取り組んでいる県内の企業（**ベストプラクティス企業**）からその事例を動画で提供いただき、**愛知労働局YouTubeチャンネル**で公開しています。

自社の取組のご参考にぜひご覧いただき、できるところから「働き方改革」、はじめましょう！

1 株式会社岡田鉄工所（岡崎市：工作機械製造）

コロナ期間の業務減少を利用し社員教育を実施しオペレーターが増え業務が分散化
計画的付与、半日年休を導入し平均取得日数が年6日程増加
インターバル制度を導入（11時間）

VI.活動実績(2)

・教育実施状況
五手中心のMC操作及び3DCAD講習会



・求人状況

	前年	今年	前年比	増減
2018年度	3	10		3
2019年度	1	3	2	1
2020年度	1	2	1	-2
2021年度	1	3	1	1

多能工化、人員確保による長時間労働の解消

2 株式会社菅原設備（津島市：給排水設備）

全国の職人仲間と設置した研修施設（群馬県）で職人のスキルアップ
17:30に会社の電話を音声案内に切り替え、外部からの電話は一切受け付けせず



3 株式会社加藤建設（蟹江町：土木工事）

ドローンやレーザー測量機を導入し作業を効率化
事務系の女子社員が女子パト隊を結成、建設現場のパトロールや現場事務所等の清掃の実施
技術系（現場監督、測量士）の女子社員の採用増、登用



☞ 各社の取組は
[愛知労働局YouTubeチャンネル](#) でご覧いただけます

（問い合わせ）
労働基準部監督課 052-972-0253



商標・登録商標については愛知労働局HPの「商標について」をご参照ください。

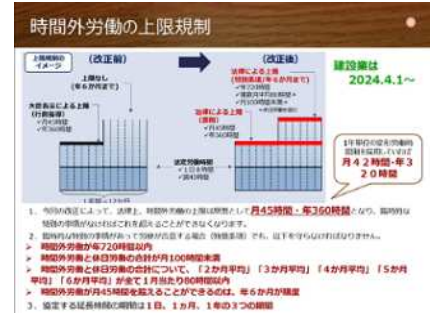
愛知労働局YouTubeチャンネルに動画をアップしました！

建設業の働き方改革

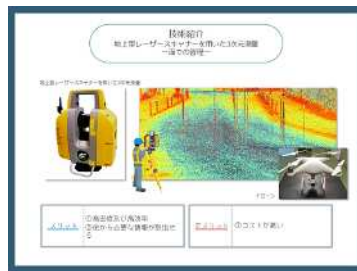
建設業でも働き方改革を行い、
魅力ある職場づくりをしましょう！

動画は
2部構成！

【第一部】「改正労働基準法等の説明」と題して、2024年4月1日から建設でも適用される時間外労働の上限規制をはじめ、働き方改革関連法に基づき2019年4月1日に改正された労働基準法、労働安全衛生法について解説



【第二部】「働き方改革の取組事例紹介」と題して、株式会社大林組名古屋支店様、太啓建設株式会社様にご協力いただき、それぞれの会社で取り組んでいる働き方改革の取組事例を紹介



建設業の皆様方も、この動画を視聴して、法律の改正に備えるとともに、株式会社大林組様、太啓建設株式会社様がやっている取組状況を参考に積極的に働き方改革を行い、魅力ある職場づくりに努めていただければと思います。



愛知労働局You Tubeチャンネル
(ベストプラクティス企業の取組事例も併せてご覧ください)



愛知労働局HPからもアクセスできます

ベストプラクティス企業：労働時間削減や年休取得促進など働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる県内の企業

愛知労働局
労働基準部監督課

商標・登録商標については愛知労働局HPの「商標について」をご参照ください。

詳しくはホームページをご覧ください。

- キャッチフレーズ「危なさと向きあおう」の解説はこちら。



- 「愛知労働局 リスクアセスメント推進事業場宣言」の詳細はこちら。



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署が行う、「リスクアセスメント出前講座」の詳細はこちら。



リスクアセスメントは 働き方改革、生産性の向上へも通じる

愛知労働局 リスクアセスメント推進事業場



自主自律

～安全衛生水準向上に向けた経営トップの決意結集を期して～



ようこそ自主自律の安全衛生管理へ

危なさと向きあおう

事業場における安全衛生管理をこれまでに増して推進するため、愛知労働局は「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、向きあうべき危なさを整理するためのツールであるリスクアセスメントの推進・定着を進めています。

自律した安全衛生管理へ

どのような作業にも、ともなって発生するリスクは必ず存在します。そして、事業場ごとに、作業ごとに向きあうべき危なさは、異なります。

一律な規制への対応だけでなく、自らの事業場に存在する危なさを、整理し、共有し、それに必要な対応策を選択して実行する。

自律した安全衛生管理を推進いただける事業者の決意を示すものとして宣言を募るものです。

宣言の目的

リスクアセスメントを通じて、自らの事業に存在する危なさを総合的に評価し、自主的に改善を行う事業場であることを宣言することで、リスクアセスメントの推進に積極的な取組を行う姿勢を事業場内外に示し、安全衛生管理水準の向上を図っていただくことを目的としています。

宣言受付期間

令和4年度までを予定しています。

宣言の要件

- 愛知県内の事業場であること。
 - 本宣言の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
 - 労働局・労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- ※リスクアセスメントへの取組姿勢について宣言する趣旨です。そのほかの要件はありません。

宣言の方法

- 綴じ込みの宣言書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 事業場名等をホームページで公開します。



リスクアセスメントを
基礎から学びましょう！



愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

集団受講（概ね 10 事業場以上）

- 労働局または労働基準監督署の担当者が会場に出向き、リスクアセスメント等について説明します（**講師料不要**）。
- 講義内容への**質問に担当者が応答**します。

WEB 単独受講（1 事業場ごと）

- 申込みいただいた事業場に、URL を通知します。リスクアセスメント等についての**説明動画を、WEB にてご覧いただけます（料金不要）**。
- 講義内容への**質問は行えません**。

受講要件

- リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、**事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要**です。
- 講座を依頼する団体（以下「依頼団体」といいます。）が、商工会、協同組合その他、**事業者により構成される団体等**であることが必要です。
- 受講事業場が、**概ね 10 事業場以上**であることが必要です。また受講事業場は、**愛知県内の事業場を中心**としてください。

- リスクアセスメントは、事業者の責において行われるものであることから、**事業者がリスクアセスメントの推進に前向きであり、その意志に基づき受講されることが必要**です。

受講準備

- 講座は、**非営利目的の開催**とし、**90 分以上の時間**を確保してください。
- 依頼団体において、受講者を収容できる**会場**及び、**マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配**してください。なお、プロジェクターに接続するノートパソコンは、情報漏洩防止の観点から局又は署の備品を使用します。
- 依頼団体において、**配布資料を必要部数印刷し、当日、受講者に配布**してください。資料原稿は、事前に局又は署から PDF 形式ファイルにより配付します。

- **配信は YouTube で行います**。YouTube を視聴可能な環境をご用意ください。
- 受講者を一堂に集めて受講させるか、URL を通知の上、分散して受講させるか等を定め、**受講のために必要な手配を行ってください**。

申込み

- 開催希望日の **1 か月前までに**、依頼団体の事務局を管轄する**労働基準監督署あて、申込書、受講事業場一覧表（予定）を提出**してお申込みください。署担当者が詳細を調整します。
- 申込書等は、このリーフレットに添付のものまたは、Web で配布しているファイルをご使用ください。

- あらかじめ受講日を決めた上で、**WEB 申込み**を行ってください。**後日、URL を通知**します。
- URL の通知は、期日を決めて行っているため、申込みから間が開く場合があります。ご了承ください。

様式ダウンロード・WEB 申込み等は、愛知労働局ホームページへ



「リスクアセスメント出前講座」集団受講（概ね10事業場以上）申込書

（本票または、Webにて配布しているExcelファイルのいずれかをご使用ください。）

依頼団体について

団体の名称	
団体事務局の所在地	[*事務局所在地が、愛知県内であることが要件です。]
ご担当者様の連絡先	氏名： 電話番号： e-mail：

講座について

希望日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 時 分 [*90分以上の講座としてください。 *日時は、ご希望に添えない場合があります。その場合、個別に調整します。]
会場	名称 所在地 [*参加者を収容できる会場を手配してください。 *マイク、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード等の必要機器を手配してください。 ノートパソコンは当方で準備します。]

受講事業場について

受講事業場	参加期待数 _____ 事業場 [*10事業場以上であることが必要です。]
-------	--

受講事業場一覧表（予定）

別紙または、Webにて配布しているExcelファイルのいずれかをご使用ください。

受講事業場一覧表（予定）

（本票または、Webにて配布しているExcelファイルのいずれかをご使用ください。）

依頼団体名：

開催希望日：令和 年 月 日

	事業場名	フリガナ	所在地	参加予定
1				名
2				名
3				名
4				名
5				名
6				名
7				名
8				名
9				名
10				名
11				名
12				名
13				名
14				名
15				名
16				名
17				名
18				名
19				名
20				名

リスクアセスメント出前講座 参加依頼

日頃、西尾協会諸活動に対し格別のご理解とご協力を賜り深謝申し上げます。
西尾管内から大きな災害を出さないを趣旨に、そして近い将来全産業に求められる（5年後法定化）『保有する危険源の特性を自ら調べ、自ら規制内容を決めれる自立型文化の時代』に備え、西尾は秋の理事会での承認を得て、その安全の考え方を全会員600社に展開します。そのキックオフとして愛知労働局が推奨するリスクアセスメント出前講座を開催し、代表会員の皆様に参加をお願いする次第です。

ご多用中とは存じますが、よろしくお願ひいたします。 敬具

記

- 講習会名 西尾開催 リスクアセスメント出前講座
- 開催日/場所 令和4年1月25日（火）9'30～12'00 受付開始9'00
西尾市文化会館302会議室
*午後から小ホールでテレワーク講演会 参加される方には昼食(無料)を準備します
- 依頼内容 出前講座で安全考え方の合意
⇒推進事業所登録
*愛知労働局HPに掲載されますので、事前に会社了解を得てください。
⇒2023年～分会への展開計画策定、実行 第1回目打合せ
- プログラム 9:30 署長あいさつ
9:40-11:10 出前講座 講師 藤枝安全専門官
11:10-12:00 登録と分会への展開計画策定
- 参加依頼 安全/衛生/総務正副部長、分会代表会社 1事業所1名 計54名
分会への展開に協力をお願いできる各社安全管理者クラスの方

部会 正副部長会社 12事業所

安全	株式会社アイシン 西尾ダイカスト工場	(株)オティックス	山旺建設(株)	榊原精器(株)
衛生	(株)デンソー 西尾製作所	アイシン高丘(株) 吉良工場	東レハイブリッドコード(株)	金山化成(株)
総務	アイシン機工(株)	(株)杉浦製作所	株式会社アイシン 城山工場	西尾信用金庫

危険源調査相互確認会参加会社 44事業所

分会	第1回 '19/12	第2回 '20/12	第3回 '21/7	第4回 '21/12	第5回予定' 22/7
一色	榊原工業(株)	藤井建設(株)	村井鉄工(株)	(株)渡辺製作所	(有)三河螺子
吉良	(株)キラコーポレーション	(株)牧製作所	兼子合金(株)	朝日精密工業(株)	(株)中村鉄工所
寺津	碧海工機(株)	(株)杉浦製作所	旭鉄工(株)	(株)ヤマキ	中日本鑄工(株)
東部	(株)ミワテック	(株)畔柳工業	タカラ化成工業(株)	(株)スギヤス 西尾工場	旭電気製鋼(株)
西尾	岩瀬鉄工(株)	鈴木鉄工(株)	金山化成(株)	コクネ製作 株式会社	寿金属工業(株)
幡豆	(株)イナテック	木下製網(株)	—	宍戸化成	(株)オティックス幡豆
福地	(株)ニノミヤ	(株)明吉製作所	(株)セイワ	丸藤精工(株)	(株)弥富製作所
平坂	アイチセラテック(株)	メイティックス(株)	三周全工業(株)	阪部工業(株)	柴田工業(株)
米津	(株)キンテック	稲垣工業(株)	(株)タマリ工業	山崎工業(株)西尾工場	(株)ミツミパターン

- 補足 出前講座は考え方の復習ですが、事例は語り続ける法定教育に織り込みました。その安全管理者選任時研修会（9時間）次回は来年2月25日（木）です。活用ください。

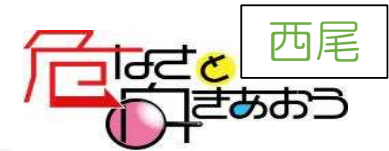
西尾労働基準協会 行 FAX (0563)-56-0244 令和3年 月 日

リスクアセスメント出前講座 参加者

午後参加で昼食手配
○をつけてください

事業場名	職制名・出席者名	要 ・ 不要
回答希望日	2021年12月24日(金)早めに集約します ご協力願ひます。	

第4回 『危険源調査』相互確認会



日時 2021年12月9日(木) 10日(金)

訪問者 西尾労働基準協会 会長、協会
岡崎労働基準監督署西尾支署
支署長、安全専門官

主旨 西尾管内から大きな災害を発生させない
目指す姿

『危険源』は、エネルギーを持つ物体物質であり
危ないか否かを判断する前の存在を指す。その後
特性とエネルギー大中小を調べて危険かの層別をする。
危険源調査は危ないところを見つけることではない。
関連する『作業』を把握する

そしてそこを『マネジメント』する その内容は
①抜けがないよう危険源/作業吸いあげのしくみ要
②人・機械にミス・エラーがあっても災害を防ぐ
ソフトとポカヨケの併用 実例) 18の鉄則
③QCDSME総合的な視点で定着させてゆく

この会のテーマはRA入り口の【危険源】
『危険源の定義はこうです 調べてますか』



丸藤精工



阪部工業



コクネ製作



違う定義で進めて
多大な工数をかけないよう
一緒に

危険源調査

- ・名称、数値、情報/特性が調べられているか
- ・搬入から廃棄までの全工程を想定しての調査か



山崎工業



朝日精密工業



ヤマキ



央戸化成



渡辺製作所



スギヤス

祝 2021年度 愛知労働局長奨励賞 受賞 (株)ニノミヤ

7月6日 表彰式
11月24日 お披露目
愛知産業衛生大会
名古屋市公会堂



西尾管内 受賞会社 過去10年 2012～2021年 H24～R3年)

企業名	所在地	局長奨励賞	局長優良賞	大臣奨励賞	最高峰 大臣優良賞
株式会社オティックス西尾 平坂工場	西尾市平坂町古新田18	H25			
株式会社Ns-tech.	西尾市西浅井町道坂1-1	H25			
株式会社アイシン 金型工機部	西尾市南中根町小割80		H10	H16	H26
株式会社オティックス幡豆	西尾市鳥羽町大谷64番地1		H27		
アイシン高丘株式会社 本社・吉良工場	西尾市吉良町瀬戸長坂1番地	H28			
株式会社デンソー 西尾製作所	西尾市下羽角町住崎1番地	H30			
株式会社デンソー 善明製作所	西尾市善明町一本松100	H24	H30		
アイシン機工株式会社 本社・吉良工場	西尾市吉良町友国池上70-6	R01			
株式会社ニノミヤ	西尾市横手町川東新田17番地1	R03			

職場における労働衛生基準が変わりました。
 ~ 照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました ~

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

詳しくは、厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html

によりご確認ください。



主な項目	見直しのポイント
照度 (R4.12.1施行) 【事務所のみ】	<ul style="list-style-type: none"> 事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 一般的な事務作業 300ルクス以上 付随的な事務作業 150ルクス以上 個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持	<ul style="list-style-type: none"> 男性用と女性用の便所を設けた上で、<u>独立個室型の便所注</u>を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 少人数（同時に就業する労働者が常時10人以内）の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。 従来基準を満たす便所を設けている場合、変更は不要。 注)独立個室型の便所：男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none"> 随時利用が可能となるよう機能を確保する。 入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。

労働保険料の納付には口座振替が便利です。

2/25までのお手続きで
令和4年度の労働保険料
(全期・第1期)から口座振替に！

1. 口座振替の申込手續

手数料
なし

納期に
ゆとり

納め忘れも
ありません

手續きはとても簡単

「口座振替依頼書」を取引先の金融機関窓口へ提出するだけ

しかも

全期・第1期の納期については、通常の法定期限より
57日間もゆとりができます。

期	申込期限	法定期限	振替日
全期・第1期	令和4年2月25日	令和4年7月11日	令和4年9月6日
第2期	令和4年8月15日	令和4年10月31日	令和4年11月14日
第3期	令和4年10月11日	令和5年1月31日	令和5年2月14日

注1 口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合等でご利用になれます。
取扱金融機関は、ホームページにご案内があります。

注2 口座振替お手続き後の年度更新申告書のご提出は、電子申請、郵送または労働局・監督署窓口をご利用ください。
(金融機関窓口ではご提出いただけません。)

2. 申込用紙（口座振替依頼書）

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。
よくあるご質問等ホームページにご案内しております。

<http://www.mhlw.go.jp/> (労働基準 労働保険の適用・徴収)

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、労働保険徴収課にお願いします。

愛知労働局

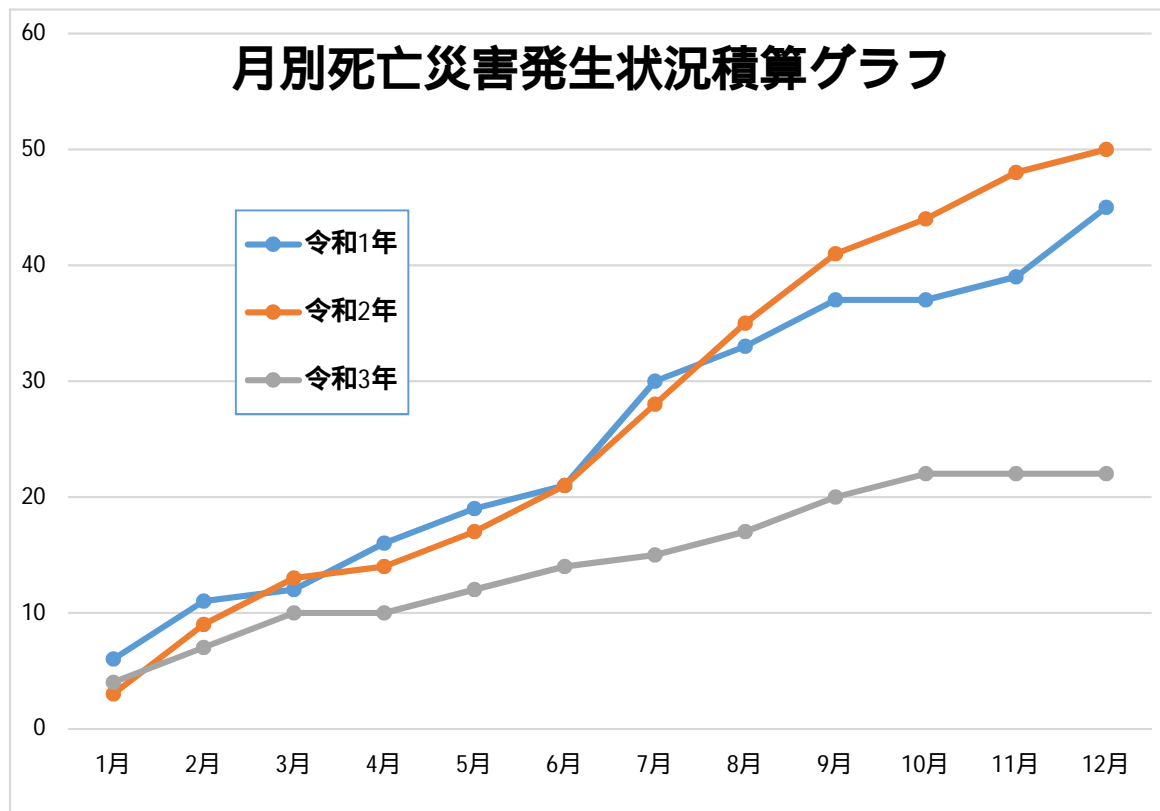
TEL: 052-219-5501

お問い合わせは平日（月～金曜日、祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分

愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和3年12月3日 現在の速報値)

()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和3年速報値	令和2年同時期(速報値)	令和2年確定値
製 造 業	製 造 業	10 (1)	9	11
	食 料 品 製 造 業	1		
	化 学 工 業	1	3	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	2	1	1
	金 属 製 品	1 (1)	1	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	2	3	4
	そ の 他	3	1	1
建 設 業	建 設 業	4	11 (1)	13 (2)
	土 木 工 事 業		4 (1)	4 (1)
	建 築 工 事 業	3	3	5 (1)
	そ の 他	1	4	4
陸 上 貨 物 運 送 事 業	1 (1)	7 (1)	7 (1)	
商 業	商 業	2 (2)	3 (1)	3 (1)
	卸 売 業			
	小 売 業	2 (2)	2 (1)	2 (1)
	そ の 他		1	1
清 掃 ・ と 畜 業		3	3	
上 記 以 外 の 事 業	5 (1)	11 (2)	13 (2)	
合 計	22 (5)	44 (5)	50 (6)	



令和3年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和3年11月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和3年	令和2年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		58		50		+8	+16.0%
	食 料 品 製 造 業	4		5		-1	-20.0%
	織 維 工 業	2		2		0	0.0%
	鉄 鋼 業	18		6		+12	+200.0%
	金 属 製 品	2		7		-5	-71.4%
	一 般 機 械 器 具	9		5		+4	+80.0%
	輸 送 機 械 製 造	12		13		-1	-7.7%
	上 記 以 外 の 製 造 業	11		12		-1	-8.3%
建 設 業		16		12		+4	+33.3%
	土 木 工 事 業	2		4		-2	-50.0%
	建 築 工 事 業	11		7		+4	+57.1%
	そ の 他 の 建 設 業	3		1		+2	+200.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		9		9		0	0.0%
小 売 業		17		13	1	+4	+30.8%
	新 聞 販 売	3		2		+1	+50.0%
	そ の 他 の 小 売 業	14		11	1	+3	+27.3%
通 信 業		2		6	1	-4	-66.7%
社 会 福 祉 施 設		8		6		+2	+33.3%
飲 食 店		3		5		-2	-40.0%
清 掃 ・ と 畜 業		7		9		-2	-22.2%
上 記 以 外 の 事 業		23		19	1	+4	+21.1%
合 計		143	0	129	3	+14	+10.9%

<令和3年12月16日から愛知県特定最低賃金が改定されました>

【最低賃金について】

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に定められた「特定最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」とは、産業や職種による制限はなく、正社員・契約社員・派遣社員・臨時・嘱託・パート・アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく、働く全ての労働者と会社に適用されます。愛知県における「地域別最低賃金」は令和3年10月1日から955円に改定されました。

一方、「特定最低賃金」は特定の産業について設定されている最低賃金です。基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されます。

愛知県で定められている特定最低賃金の一部が令和3年12月16日に改定されました。改定された特定最低賃金の業種、時間額、は以下のとおりとなります。

愛知県の最低賃金	
愛知県最低賃金 <small>令和3年10月1日から</small> <small>パートやアルバイトなどを除く愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、特定最低賃金がある場合は、特定最低賃金が適用されます。</small>	時間額 (円) 955
特定最低賃金 <small>令和3年12月16日から</small>	時間額 (円)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 <small>(表面処理鋼材を除く。)</small>	996
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 <small>(補綴用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)</small>	968
輸送用機械器具製造業 <small>(建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。)</small>	976

業務改善助成金 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修などを行い、事業場内最低賃金を20円以上引き上げた場合、設備投資などのかかった費用の一部を助成します。

「業務改善助成金コールセンター」 **03-6388-6155**
(受付時間 平日8:30~17:15)

- 業務改善助成金制度の利用の相談（無料）は、愛知県働き方改革推進支援センター 0120-006-802（令和3年度）
- 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ 電話052-857-0313

厚生労働省 愛知労働局 労働基準監督署 ハローワーク 愛知県

※今回改正されなかった以下の特定最低賃金の取扱いについて

①「染色整理業」、②「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、③「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械

器具製造業」、④「各種商品小売業」、⑤「自動車部分品・附属品小売業」、⑥「自動車（新車）小売業」は、愛知県最低賃金（955円）を下回ることになったため、令和3年10月1日から愛知県最低賃金（955円）の適用となります。

【最低賃金額以上かどうかを確認する方法】

(1) 比較方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかを確認するには、以下の方法で比較します。

①時間給の場合

時間給 ≥ 最低賃金額

②日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には1週間における1日平均所定労働時間数） ≥ 最低賃金額

③月給の場合

月給 ÷ 1か月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には1年間における1か月平均所定労働時間数） ≥ 最低賃金額

④出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した1時間当たりの金額 ≥ 最低賃金額

⑤上記①、②、③、④の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当が月給制等の場合は、それぞれ②、③の式により時間額に換算し、それらを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

(2) 算入しない賃金

最低賃金の比較にあたって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【事例1 月給制の場合の換算方法】

愛知県の輸送用機械器具製造業で働く労働者 Aさんは、基本給が月 180,000 円、職務手当が月 25,000 円、通勤手当が月 8,000 円支給されています。なお、Aさんの会社は、年間所定労働日数が 250 日、1 日の所定労働時間が 7 時間 30 分です。

①最低賃金の換算に対し、算入する賃金は基本給と職務手当となります。通勤手当は算入しないので、

基本給 180,000 円 + 職務手当 25,000 円 = 205,000 円

②この金額を時間額に換算すると、

$205,000 \text{ 円} \div 1 \text{ か月平均所定労働時間 (250 日} \times 7.5 \text{ 時間} / 12 \text{ か月)} = 1,312 \text{ 円} \geq 976 \text{ 円}$ (愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金) であり、特定最低賃金額以上となっています。

【事例2 日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法】

愛知県の製鉄業で働く労働者 Bさんは、基本給が日給制で 1 日あたり 12,000 円、各種手当が月給制で、職務手当が月 30,000 円、通勤手当が月 8,000 円支給されています。

なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数が 250 日、1 日の所定労働時間が 8 時間です。

①最低賃金の換算に際し、月給制の賃金は職務手当と通勤手当となります。通勤手当は算入しないので、職務手当を時間額に換算すると、

$30,000 \text{ 円} \div 1 \text{ か月平均所定労働時間 (250 日} \times 8 \text{ 時間} / 12 \text{ か月)} = 180 \text{ 円}$

②日給制の賃金は基本給のみでこれを時間額に換算すると、

$12,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} / \text{日} = 1,500 \text{ 円}$

③上記①と②を合計すると、

$180 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円} = 1,680 \text{ 円} \geq 996 \text{ 円}$ (愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金) であり、特定最低賃金額以上となっています。

【事例3 歩合給制の場合の換算方法】

愛知県のタクシー会社で働く労働者 Cさんは、ある月の総支給額が 143,650 円であり、そのうち、歩合給が 136,000 円、時間外割増賃金が 5,100 円、深夜割増賃金が 2,550 円となっていました。なお、Cさんの会社における 1 か月の平均所定労働時間は月 170 時間、1 か月の総労働時間は 200 時間、時間外労働は 30 時間、深夜労働が 15 時間でした。

①Cさんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない時間外割増賃金、深夜割増賃金を除くと、歩合給 (136,000 円) のみとなります。

最低賃金の換算に際し、歩合給の場合はその賃金を月間総労働時間数で除して時間当たりの金額を算出し、最低賃金額と比較することから、

$136,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 時間} = 680 \text{ 円} < 955 \text{ 円}$ となり、愛知県最低賃金額未満となります。

最低賃金額以上かどうかの確認は複雑な換算等がありますので、ご不明な点がございましたら、お気軽に岡崎労働基準監督署西尾支署 (TEL: 0563-57-7161) までお問い合わせください。

また、厚生労働省では、最低賃金引上げに伴って影響を受ける中小企業に対して、①業務改善助成金、②働き方改革推進支援センターによる支援を行っています。

①は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し事業場内で最も低い賃金 (事業場内最低賃金) の引上を図るための制度です。

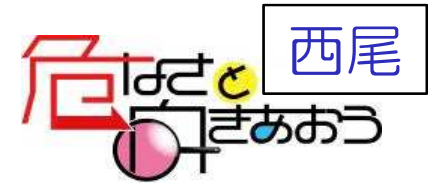
※お問い合わせ先「業務改善助成金コールセンター (TEL: 03-6388-6155)

②は、社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行うものです。

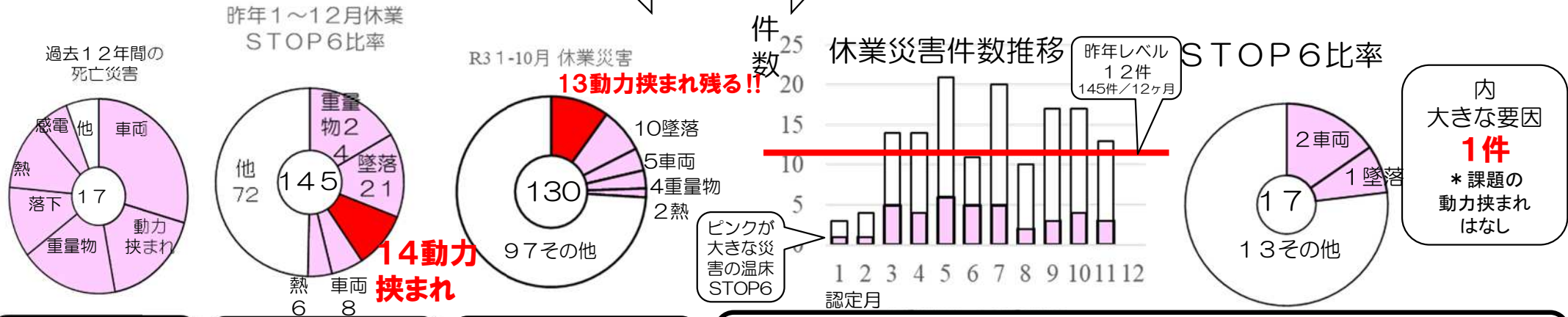
※お問い合わせ先「愛知働き方改革推進支援センター」 (TEL: 0120-006-802)

今年度の最低賃金改定は、全国的に一律 28 円以上の引き上げとなり、事業主様へのご負担も大きいかと思えます。上記のような支援制度もご活用いただき、貴社の賃金体系を今一度見直していただくようお願い申し上げます。

分析 西尾管内から大きな災害をださない



比較した過去 ← → 11月



ピンク6要因で94%
*警戒すべきとして以下STOP6と称す

◇STOP6比率50%
◇大きな要因14件
◇死亡 2件

◇STOP6 34件 比率26%
◇大きな要因 9件
◇死亡 0件

STOP6は3件 比率は昨年50%⇒今年26%⇒11月**23%**
大きな要因の災害が車両で1件

危険源 (2021年1~10月) 上記大きな要因から抽出

<動力挟まれ> ・コンベアーモーター部チェーン 推力未記入
・破碎機 排出コンベアーのリターンローラー
・NC旋盤 主軸ベルト

<墜落> ・NC旋盤内タレットとチャック 推力未記入
・ポンプ車はしご部位 高さ2.5m
・工場内パレットラック 高さ3m

<車両> ・フォークリフト運搬の2段積みパレット

危険源 (11月) ※大きな要因から抽出

<車両> ・フォークリフト本体 重量3ton

後半の目標 (2021年10~12月) *災害管理は1-12
【結果系】2013年度以来8年ぶりの**2021年度死亡災害ゼロ**達成
【活動系】重点は動力挟まれ/巻き込まれ防止
災害が起こっていない今、**動力挟まれ防止を**
【危険源】【作業】【マネジメント】で説明しきってください

◇8年ぶりの死亡災害ゼロを継続中(2021/1~12)
◆車両については今一度 車両と人とのバッティングがどこで発生しているかを全体網羅して調査できているか振り返りましょう
*考え方とやり方は 次ページ以降の資料で確認ください
6月に続き再掲載します

事例

車両災害の防止 ～車両を扱うときの作業洗い出しから対応まで～

例)フォークリフト

		ページ
◇ “危険源”	フォークリフトの運行経路を描く	1
◇ “作業洗い出し”	歩行も作業の1つとして人の動線を重ねる ⇒以上で車両と人のバッティング箇所を見える化	2
◇ “対応”	バッティング箇所に『歩車分離』を適用	3
参考1	フォークリフト 主要適用法令一覧表	4
参考2	作業計画	5
参考3	作業計画 原紙 エクセル版	別紙

車両 作業（運行）計画書

③原紙は 西尾労働基準協会HPに6月1日付で入れますのでご活用ください

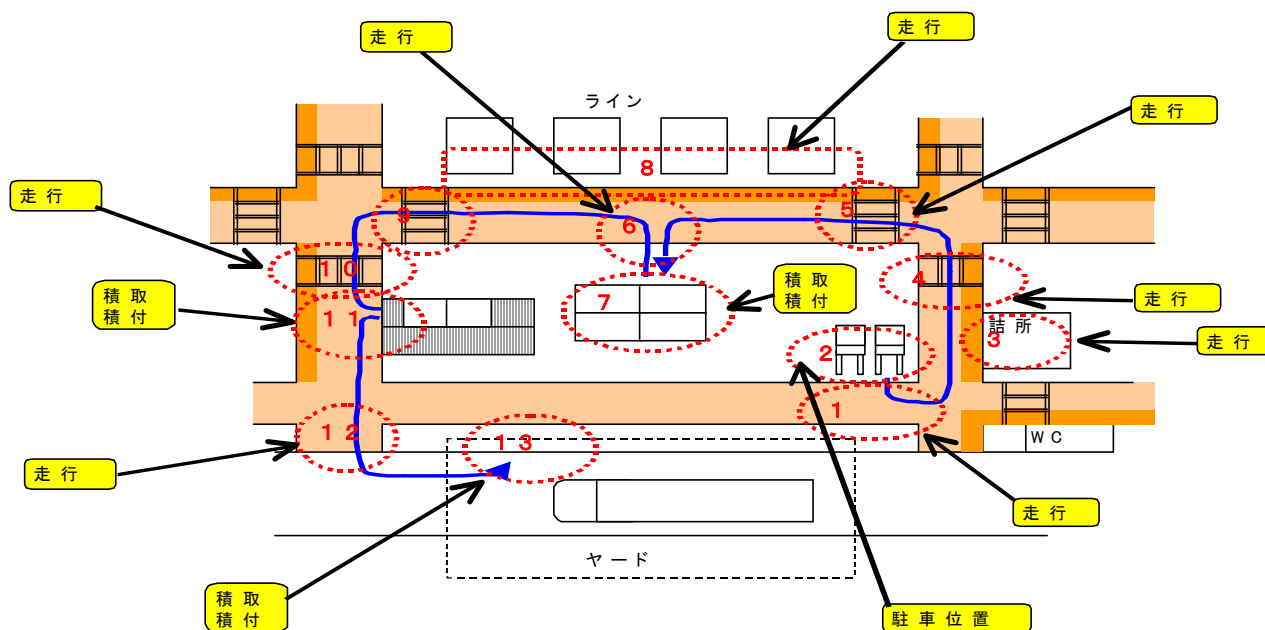
別紙1 リフト 作業計画書	荷役運搬車 登録 No. <input type="text" value="77"/> 号車 機 番 <input type="text" value="FK-7777"/> 最大積載過重 <input type="text" value="1.5"/> Ton	取扱責任者 <input type="text" value="刈谷 太郎"/> <input type="text" value="大府 一郎"/> 運 転 者 <input type="text" value="長草 二郎"/>	マップ作成に当たっての凡例 → 運行経路(前進) Y 一時停止 禁止 進入禁止 8 ノープシ 運行経路(後進) 横断歩道 指差呼称 歩行帯																														
	記入例 		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">作 業 要 領</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>作 業 内 容 ・ 工 程</th> <th>安 全 ポ イ ン ト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>始業点検</td> <td>・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>空パレットを積み付け</td> <td>・バック時に当たるまで進まず ・最大2段まで、運搬はバック</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A～G置場まで運搬する</td> <td>・経路図の注意事項参照</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>空パレットを降ろす</td> <td>・ゆっくり、静かに</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>空パレットを取り出す</td> <td>・バック時は後方確認 ・最大2段まで</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>空パレット置場まで運搬する</td> <td>・経路図の注意事項参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>職場の安全遵守事項 左右の安全確認は、</p> <table border="1"> <tr> <td>安全衛生環境</td> <td>組 長</td> <td>作成日</td> <td>1999年 7月 1日</td> </tr> <tr> <td>探長-GM</td> <td>工長-WL</td> <td>改訂日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	作 業 要 領		No.	作 業 内 容 ・ 工 程	安 全 ポ イ ン ト	①	始業点検	・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意	②	空パレットを積み付け	・バック時に当たるまで進まず ・最大2段まで、運搬はバック	③	A～G置場まで運搬する	・経路図の注意事項参照	④	空パレットを降ろす	・ゆっくり、静かに	⑤	空パレットを取り出す	・バック時は後方確認 ・最大2段まで	⑥	空パレット置場まで運搬する	・経路図の注意事項参照	安全衛生環境	組 長	作成日	1999年 7月 1日	探長-GM	工長-WL	改訂日
作 業 要 領																																	
No.	作 業 内 容 ・ 工 程	安 全 ポ イ ン ト																															
①	始業点検	・エンジン停止 ・サイドブレーキを引く ・オイルゲージ操作時はエンジンのエッジ部に注意																															
②	空パレットを積み付け	・バック時に当たるまで進まず ・最大2段まで、運搬はバック																															
③	A～G置場まで運搬する	・経路図の注意事項参照																															
④	空パレットを降ろす	・ゆっくり、静かに																															
⑤	空パレットを取り出す	・バック時は後方確認 ・最大2段まで																															
⑥	空パレット置場まで運搬する	・経路図の注意事項参照																															
安全衛生環境	組 長	作成日	1999年 7月 1日																														
探長-GM	工長-WL	改訂日	年 月 日																														

豊田自動織機様のご協力を得て掲載

リフトの運行経路を描く ここまでは法律

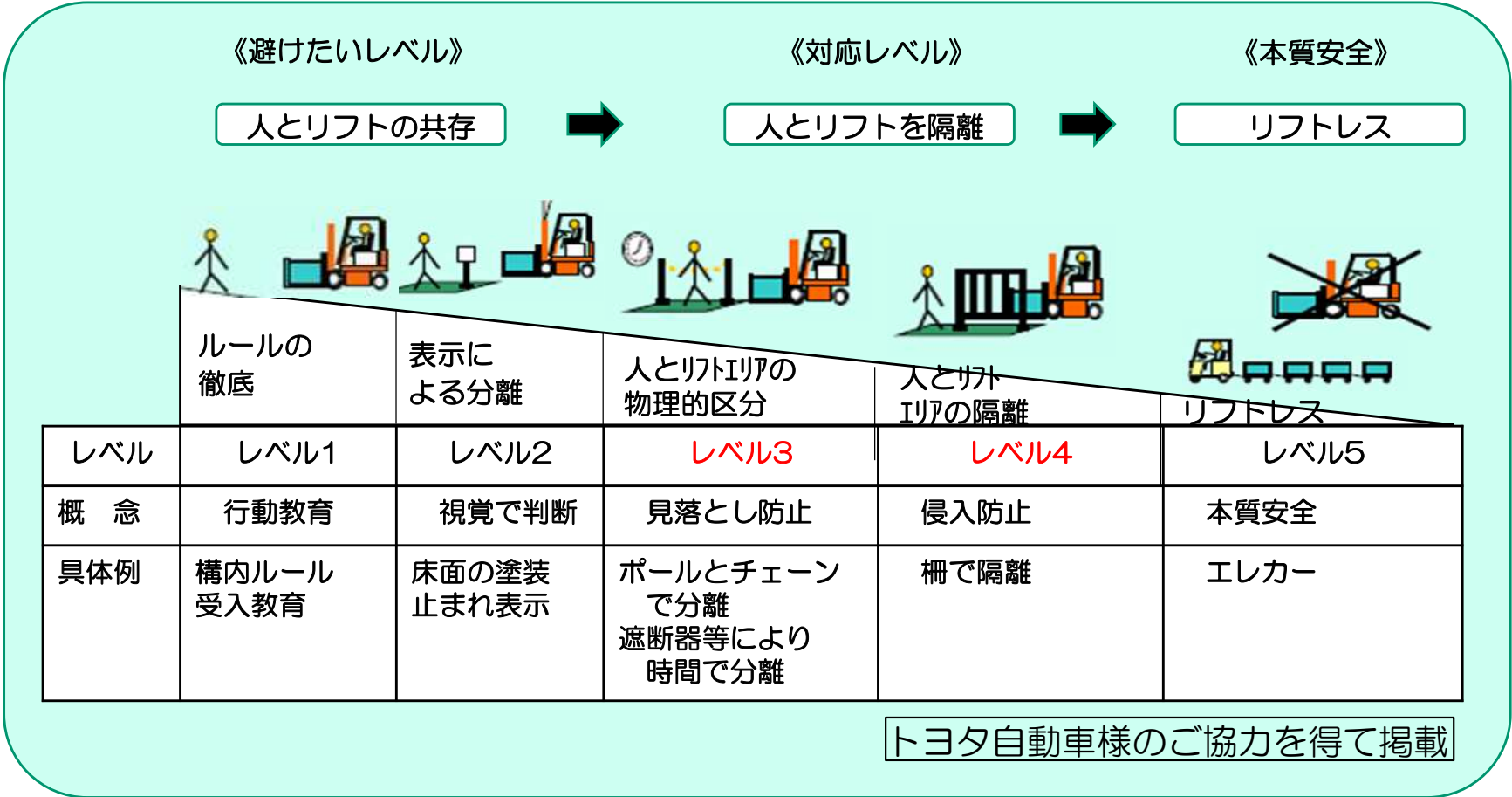
車両における作業の洗い出し

作業の調査：危険源であるリフトの動線（作業計画書）に
歩行も作業の1つとして人の動線を重ねる



リフトと人のバッティング箇所を見える化

歩車分離のレベル



西尾労働基準協会メッセージ

バッティング箇所レベルを決め対応しましょう

- ◆工場内通路 : レベル3
- ◆リフト作業区域 : レベル4以上

参考 フォークリフト 主要適用法令一覧表

機械 の 管理	譲渡等（法42条）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
	事業者が講ずること（法20条）	車両系荷役運搬機械等（則151条2～15）	定義（則151条2）
			作業（運行）計画（則151条3）
			作業指揮者（則151条4）
			制限速度（則151条5）
			転落防止（則151条6）
			接触防止（則151条7）
			合図（則151条8）
			立ち入り禁止（則151条9）
			荷の積載（則151条10）
			運転位置から離れる措置（則151条11）
			移送（則151条12）
			搭乗の制限（則151条13）
	用途以外の使用制限（則151条14）		
修理等（則151条15）			
フォークリフト（則151条16～20）	前照燈 後照燈（則151条16）		
	ヘッドガード（則151条17）		
	バックレスト（則151条18）		
	パレット等（則151条19）		
	使用の制限（則151条20）		
	作業開始前の点検補修（則151条25、26）	*更なる詳細は各自で調べてください	
定期自主検査（法45条）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください	
就業 措置	教育（法59条）	雇入時、作業内容変更時（則35条）	*更なる詳細は各自で調べてください
		特別教育（則35条6）	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転
	規制（法61条）	資格（令20条11号⇒則41条）	最大荷重1トン以上のフォークリフト運転
管理 体制	既従事者への教育（法60条2）	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育（基発114号）	最大荷重1トン以上/未満 双方
	検査業者（法54条の3）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください
	検査業者の資格（法54条の4）	*更なる詳細は各自で調べてください	*更なる詳細は各自で調べてください

参考 作業計画

労働安全衛生規則 第151条の3

- 1.事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計により作業を行わなければならない。
- 2.前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の**運行経路**及び当該車両系荷役運搬機械等による**作業の方法**が示されているものでなければならない。
- 3.事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

解説

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（昭和53年02月10日付け基発第78号）

- 1.本条は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときの作業の安全を図るため、事前に作業の方法等について検討させ、作業計画を定めさせることとしたものであること。
- 2.第1項の「車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うとき」の「作業」には、フォークリフト等を用いる貨物の積卸しのほか、構内の走行も含むこと。
- 3.第1項の「荷の種類及び形状等」の「等」には、荷の重量、荷の有害性等が含まれること
- 4.第2項の「作業の方法」には、**作業に要する時間**が含まれること。
- 5.第3項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難なときは、文書の配布、掲示等によること。

第151条の5

- 1.事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な**制限速度**を定め、それにより作業を行わなければならない。
- 2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転してはならない。

災害分析に基づく

STOP6重災を防ぐ鉄則

【Actuator】 挟まれ/巻き込まれ

【Block】 重量物

【Car】 車両

【Drop】 墜落/転落

【Electric Shock】 感電

【Fire】 熱（爆発）



【Car】 フォークリフト災害を防ぐ鉄則

- ▶ バック走行時、気付かずに接触が発生しています
- ▶ 障害物への乗り上げ、傾斜地の走行で横転事故が発生しています



慣性モーメントで
人が先に放出



傾斜10度で
危険

鉄則1

『歩車分離』



鉄則2

バック時は毎回後方確認

シートベルトとヘルメット着用

鉄則3

指定経路以外を
走行しない

凹凸はダメ
運行計画書で
安全確認



- 一足飛びに歩車分離ができない場合
ステップを明確にして安全対策のレベルを上げていくこと
- 本質安全はリフトレス化

【Car】 防止叉车灾害的铁则

簡訊

- ▶ 由于倒车时的不注意而有接触事故发生
- ▶ 因驶上障碍物以及在倾斜地的行驶而有翻倒事故发生



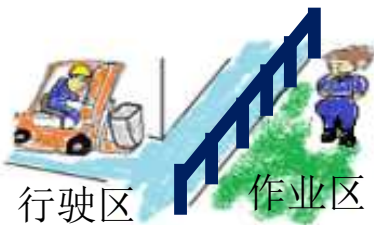
由于惯性矩
人首先会被抛出



倾斜10度
危险

铁则1

“行人车辆分离”



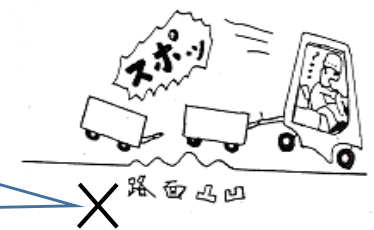
铁则2

每次倒车时都要确认后方
使用安全带和安全帽

铁则3

不在指定路线以外
行驶

不允许凸凹不平
通过行驶计划书
确认安全



- 如果不能马上实现行人车辆分离
要明确步骤，逐步提高安全对策的水平
- 本质安全是无叉车化

【Car】 Ironclad rules for preventing forklift accidents

英語

- ▶ Accidental contact is occurring as a result of failure to notice when reversing
- ▶ Rollover accidents are occurring as a result of running up onto obstructions and driving on inclined ground



The person will get thrown out first, because of the moment of inertia



Inclines of 10 degrees are dangerous

Ironclad Rule 1

"Separation of pedestrians and vehicles"



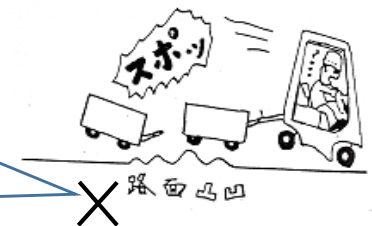
Ironclad Rule 2

Always check behind when reversing
Wear a seat belt and helmet

Ironclad Rule 3

Do not drive outside of the designated route

Unevenness is not allowed
Confirm safety in the operation plan



- If pedestrians and vehicles cannot be completely separated straight away, make the steps clear, and increase the level of the safety measures
- Inherent safety will require changing to not using forklifts

【Carro】 Regras rígidas para prevenir acidentes de empilhadeira

ポルトガル語

- ▶ O contato acidental está ocorrendo como resultado da falha em prestar atenção ao dar marcha ré
- ▶ Os acidentes de capotagem estão ocorrendo como resultado de subidas em obstruções e condução em terreno inclinado



A pessoa será expulsa primeiro por causa do momento de inércia



Inclinações de 10 graus são perigosas

Regra Rígida 1

“Separação de pedestres e veículos”



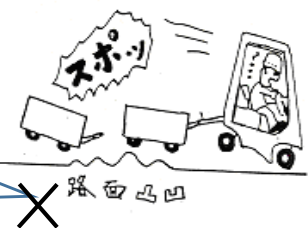
Regra Rígida 2

Sempre verifique atrás quando estiver dando ré
Use o cinto de segurança e o capacete

Regra Rígida 3

Não dirija fora da rota designada

Não é permitido desnível
Confirme a segurança no plano de operação



- Se os pedestres e os veículos não puderem ser completamente separados imediatamente, deixe os degraus livres e aumente o nível das medidas de segurança.
- Segurança inerente exigirá mudança para não usar empilhadeiras

【Car】 Quy tắc thép ngăn ngừa tai nạn nghiêm trọng do xe nâng

ベトナム語

- ▶ Phát sinh do tiếp xúc vì không để ý khi chạy lùi
- ▶ Leo lên vật gây trở ngại, do chạy lên mặt đất nghiêng nên đã phát sinh sự cố lật ngang



Con người bị văng ra trước do mô men quán tính



Nguy hiểm với mặt dốc 10 độ

Quy tắc thép 1

"Phân tách người đi bộ và xe cộ"

Khu vực chạy Khu vực làm việc

Quy tắc thép 2

Xác nhận phía sau mỗi lần đi lùi

Đeo dây an toàn và đội nón bảo hộ

Quy tắc thép 3

Không di chuyển bên ngoài lộ trình chỉ định

Không chấp nhận lỗi lỡ
Xác nhận an toàn bằng
Bản kế hoạch vận hành

- Trường hợp không thể phân tách người đi bộ và xe cộ ra bởi một cú nhảy bật lên phải làm rõ các bước và nâng cao mức độ của các biện pháp an toàn
- An toàn thực chất là làm sao để không sử dụng xe nâng hàng

<Car> กฎเหล็กเพื่อป้องกันอุบัติเหตุจากรถโฟล์คลิฟท์

タイ語

- ▶ เวลาขับถอยหลัง จะเกิดการชน เนื่องจากมองไม่เห็น
- ▶ ขับไปสะดุดกับสิ่งกีดขวาง แล้วรถเกิดเสียการทรงตัวพลิกคว่ำ



ตามแรงจากการล้ม
คนจะหล่นออกมาก่อน



เสียง 10 องศา
อันตรายแล้ว

กฎเหล็ก 1

“แยกระหว่างทางเดินของคนกับรถ”



พื้นที่ให้รถผ่าน

พื้นที่
ปฏิบัติงาน

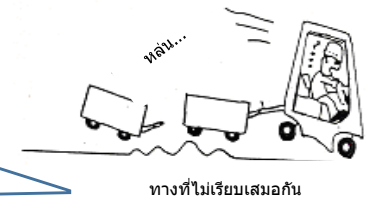
กฎเหล็ก 2

เวลาถอยหลัง ให้ตรวจสอบว่า
ด้านหลังมีอะไรอยู่หรือเปล่าเสมอ
สวมหมวกนิรภัยและคาดเข็มขัดนิรภัย

กฎเหล็ก 3

ไม่วิ่งรอกนอกเส้นทาง
ที่กำหนดไว้

ทางที่ไม่เรียบเสมอกัน
เป็นอันตราย
ให้ตรวจสอบความ
ปลอดภัยในแผนการเดินทาง
รถโฟล์คลิฟท์



ทางที่ไม่เรียบเสมอกัน

- ในกรณีที่ไม่สามารถแยกระหว่างทางเดินของคนกับรถได้ ให้ทำสแต็ปให้ชัดเจน เพื่อยกระดับมาตรการความปลอดภัย
- ความปลอดภัยพื้นฐานคือการนำส่วนที่มีไว้สำหรับเข็นออกไป (Liftless)

【Carros】 Reglas de hierro para prevenir accidentes de montacargas

- ▶ El contacto accidental ocurre como resultado de no darse cuenta al retroceder
- ▶ Los accidentes de vuelco ocurren como resultado de avanzar hacia obstáculos y conducir sobre suelo inclinado

スペイン語



La persona será la primera en salir volando debido al momento de inercia



Las pendientes de 10 grados son peligrosas

Regla de Hierro 1

"Separación de peatones y vehículos"



Área de tránsito

Área de trabajo

Regla de Hierro 2

Siempre mirar atrás para retroceder
Usar cinturón de seguridad y casco

Regla de Hierro 3

No conducir fuera de la ruta designada

No se permiten irregularidades
Confirmar la seguridad en el plan de operación



- Si no es posible separar completamente y de inmediato los peatones de los vehículos, dejar en claro los pasos e incrementar el nivel de las medidas de seguridad
- La seguridad inherente requerirá que se deje de usar montacargas

2022年度 講習会予定表

(労働安全衛生関係の資格取得等ご案内)

愛知労働局長登録教習機関 公益社団法人愛知労働基準協会

TEL : 052-221-1436 FAX : 052-221-1440

http://www.airouki.or.jp/

愛知労働基準協会

検索

2022年4月～2023年3月、愛知労働局長登録番号第10号【一般教育訓練給付金対象】フォークリフト運転(31Hコース)技能講習予定

(講習日数：学科1日・実技3日)

受講料(税込)：31,000円 ・ テキスト代(税込)：1,650円 = 合計(税込)：32,650円

主催講習		4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月							
学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日						
学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場						
8日(金) ポーラビル	10、17、24	9日(月) ポーラビル	11、12、13	3日(金) ポーラビル	6、7、8	1日(金) ポーラビル	3、10、17	1日(月) NSB東海	2、3、4	2日(金) ポーラビル	5、6、7	11日(月) ポーラビル	12、13、14						
	トヨタL&F中部小牧		NSB東海		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部北名古屋		NSB東海		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部北名古屋	NSB東海	トヨタL&F中部白金	NSB東海	トヨタL&F中部北名古屋	NSB東海	トヨタL&F中部北名古屋
	11、12、13		10、11、12		5、12、19		4、5、6		5、8、9		7、8、9		15、18、19	16、17、18	9、10、13	6、7、8	8、9、12	12、13、14	13、14、15
15日(金) ポーラビル	トヨタL&F中部白金	17日(火) ポーラビル	トヨタL&F中部白金	9日(木) ポーラビル	10、13、14	6日(水) ポーラビル	7、8、11	19日(金) ポーラビル	21、28、9/4	9日(金) 豊和工業	11、18、25	15日(金) ポーラビル	18、19、20						
	21、22、25		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部小牧		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋
	トヨタL&F中部白金		23、24、25		12、19、26		12、13、14		22、23、24		30、31、9/1		12、13、14	25、26、29	11、18、25	11、18、25	11、18、25	18、19、20	19、20
19日(木) ポーラビル	20、23、24	31日(火) 豊和工業	20、23、24	14日(火) ポーラビル	15、16、17	12日(火) NSB東海	14、15、19	24日(水) 多目的ホール	21、28、9/4	16日(金) ポーラビル	20、21、22	19日(木) ポーラビル	26、27、30						
	NSB東海		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金
	6/1、2、3		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部小牧		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋
日程未定		日程未定		日程未定		日程未定		日程未定		日程未定		日程未定							
江南地区会場		(株)稲葉製作所		江南地区会場		(株)稲葉製作所		江南地区会場		(株)稲葉製作所		江南地区会場							

10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月								
学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日	学科日	実技日							
学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場	学科会場	実技会場							
3日(月) NSB東海	4、5、6	7日(月) NSB東海	8、9、10	2日(金) NSB東海	6、7、8	10日(火) NSB東海	11、12、13	1日(水) NSB東海	2、3、6	7日(火) ポーラビル	8、9、10	6日(木) ポーラビル	7、11、12					
	NSB東海		NSB東海		NSB東海		NSB東海		NSB東海		NSB東海		NSB東海	NSB東海	トヨタL&F中部白金	12、19、26	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋
	11、12、13		11、14、15		9、12、13		16、17、18		7、8、9		13、14、15		13、14、15	16、17、20	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	
14日(金) ポーラビル	トヨタL&F中部白金	8日(金) ポーラビル	トヨタL&F中部白金	9日(火) ポーラビル	11、18、25	11日(水) 豊和工業	15、22、29	3日(金) NSB東海	13、14、15	10日(金) 豊和工業	16、17、20	14日(金) ポーラビル	9、16、23					
	トヨタL&F中部小牧		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金
	トヨタL&F中部北名古屋		13、20、27		12、13、14		12、13、16		16、17、20		16、17、20		16、17、20	17、18、19	19、26、3/5	22、23、24	22、23、24	20、21、24
19日(水) NSB東海	トヨタL&F中部白金	15日(火) NSB東海	16、17、18	13日(火) ポーラビル	14、15、16	16日(月) NSB東海	19、20、23	17日(金) ポーラビル	19、26、3/5	20日(月) ポーラビル	22、23、24	19日(水) NSB東海	20、21、24					
	16、23、30		NSB東海		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金		トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金	トヨタL&F中部白金
	水谷運輸		NSB東海		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部北名古屋		トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋	トヨタL&F中部北名古屋
日程未定		日程未定		日程未定		日程未定		日程未定		日程未定		日程未定						
江南地区会場		(株)稲葉製作所		江南地区会場		(株)稲葉製作所		江南地区会場		(株)稲葉製作所		江南地区会場						

* 申込先：全地区協会
* 色付部分：土日開催

会場	NSB東海	東海市(駐車場 有)	水谷運輸	稲沢市(駐車場 有)	トヨタL&F北名古屋	北名古屋(駐車場 有)
	トヨタL&F小牧	小牧市(駐車場 有)	トヨタL&F白金	名古屋(昭和区)	(株)稲葉製作所	犬山市(駐車場 有)

共催講習		開催予定日(学科日記載) ※詳細は申込先の各労働基準協会へお問合せください。											
会場	お申込先	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
豊橋管内	豊橋労働基準協会		○		○		○		○				○
豊田管内	豊田労働基準協会		13	10	8		2		11			17	
西尾管内	西尾労働基準協会			9			30						

講習会の名称 (講習日数)	申込受付 実施協会	講習会 実施場所	2022年										2023年			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合計 (税込)
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
愛知労働局長 登録番号第13号 ガス溶接 (学科1日・実技1日)	全地区協会	(学)ポーラビル	7		27		4	20	5	2	14	25	1	15	12,900	880	13,780	
		(実)トヨタ教育センター	9(土)		7/2(土)		6(土)	24(土)	8(土)	5(土)	17(土)	28(土)	4(土)	18(土)				
		(学)ポーラビル						○	○			○	○					
		(実)愛知製鋼																
		(学)ポーラビル		○		○				○								
		(実)名古屋高等技術専門学校																
	豊橋協会	(学)豊橋管内																
		(実)日本車輛							○									
	豊田協会	(学)トヨタ教育センター			28													
		(実)トヨタ教育センター			29													
	西尾協会	(学)西尾市文化会館							8									
		(実)アイシン精機							10(土)									
愛知労働局長 登録番号第111号 酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 (学科2日・実技1日)	全地区協会	(学)(実)ポーラビル	4、5 6	9、10 11	1、2 3	4、5 6	1、2 3	1、2 3	3、4 5	14、15 16	1、2 3	10、11 12	2、3 4	1、2 3	15,600	2,310	17,910	
			11、12 13	12、13 14	8、9 10	19、20 21	8、9 10	5、6 7	12、13 14	21、22 23	7、8 9	18、19 20	6、7 8	8、9 10				
			18、19 20	25、26 27	15、16 17	25、26 27	24、25 26	12、13 14	20、21 22	28、29 30	15、16 17	23、24 25	13、14 15	13、14 15				
			21、22 23				29、30 31	21、22 23	26、27 28		20、21 22		20、21 22	22、23 24				
			25、26 27					26、27 28					23、24 25	27、28 29				
	豊和工業厚生会館	○	○		○ 2回計画			○	○		○	○						
	半田管内		12、13 16or17			○		○	○	○	○		○					
	江南管内				○		○		○			○						
	豊橋協会	豊橋管内		23、25 26or27				○		○								
豊田協会	豊田管内	18、19 21or22			25、26 28or29			10、11 13or14										
愛知労働局長 登録番号第108号 有機溶剤作業主任者 (学科2日)	全地区協会	ポーラビル	4、5	9、10	1、2	4、5	4、5	1、2	6、7	9、10	1、2	11、12	2、3	1、2	11,800	1,980	13,780	
			14、15	16、17	29、30	14、15	24、25	8、9	17、18	21、22	7、8	18、19	16、17	16、17				
			18、19	25、26		25、26		29、30		24、25	15、16	23、24	20、21	22、23				
			21、22															
	ポーラビル (土曜・日曜)			18、19				17、18		12、13								
	半田管内	18、20			20、21	○		○		○		○						
	江南管内			○					○				○					
	豊橋協会	豊橋管内	26、27		28、29	○		○		○			○					
豊田協会	豊田管内	7、8		14、15	4、5		8、9		8、9		18、19							

特別教育			※印は2022年度の講習会から受講料を改訂しております。												単位：円			
講習会の名称 (講習日数)	申込受付 実施協会	講習会 実施場所	2022年										2023年			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合計 (税込)
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
アーク溶接 (学科1.5日・実技1.5日)	全地区協会	(学)(実)ポーラビル							○	○			○	○		会員 19,500	600	20,100
		(実)愛知製鋼																
		(学)(実)ポーラビル		○	○	○	○	○			○	○			○	非会員 21,000	1,100※	22,100※
		(実)ポリテクセンター中部																
		(学)(実)ポーラビル				○												
(実)名古屋高等技術専門学校																		
自由研削といし・取替・ 試運転 (学科・実技1日)	全地区協会	(学)(実)ポーラビル	1	20	13	1	11	21	21	18	23	13		6	会員 8,800 非会員 9,880※	820 1,320	9,620 11,200※	
			28			13		22	31				30					20
機械研削といし・取替・ 試運転 (学科1日・実技0.5日)	全地区協会	(学)(実)トヨタ教育センター		9 10or11		19 20or21			24 25or26	23 24or25			7 8or9		会員 13,200 非会員 16,200※	1,320 1,320	14,520 17,520※	
産業用ロボット(検査・ 教示) (学科2日・実技1日)	全地区協会	(学)ポーラビル (実)三菱電機	18、19 20、21、 22		6、7 8、9、10				12、13 14、15、 16	14、15 16、17、 18	12、13 14、15、 16		13、14 15、16 17		会員 33,000 非会員 38,500	1,980 1,980	34,980 40,480	
ダイオキシン (学科1日)	全地区協会	ポーラビル		11								22			会員 6,600 非会員 7,610※	490 990	7,090 8,600※	
粉じん (学科1日)	全地区協会	ポーラビル	20	16		27		1	19		12	31			会員 6,600 非会員 7,900※	380 880	6,980 8,780※	
低圧電気 (学科1日・実技1日)	全地区協会	(学)(実)ポーラビル	7、8	12、13	1、2 15、16	28、29	1、2 25、26	26、27	6、7	9、10	5、6	16、17	20、21	13、14	会員 22,230※ 非会員 24,230※	270 770	22,500※ 25,000※	
	豊橋協会	豊橋管内									○							
電気自動車等の整備に 係る特別教育 (学科・実技1日)	全地区協会	豊和工業厚生会館			○					○					会員 9,320 非会員 9,320	870 1,370	10,190 10,690	
石綿作業従事者 (学科1日)	全地区協会	ポーラビル			28					16					会員 6,270※ 非会員 7,270※	430 930	6,700※ 8,200※	
フルハーネス (学科・実技1日)	全地区協会	(学)(実)ポーラビル	14	2	22	5	12	8	28	17	8	10	17	9	会員 8,510※	990	9,500※	
			15	6	23	15	22	16	31	18	16	30	24					
				16							28	23		27		非会員 10,510※	990	11,500※
											29							

公益社団法人愛知労働基準協会

TEL:052-221-1436 FAX:052-221-1440

<http://www.airouki.or.jp/>

愛知労働基準協会

検索

能力向上・通達等

※印は2022年度の講習会から受講料を改訂しております。 単位：円

講習会の名称 (講習日数)	申込受付 実施協会	講習会 実施場所	2022年										2023年			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合計 (税込)	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
安全衛生推進者 (学科2日)	全地区協会	ポラビル				7、8											15,400	1,430	16,830
		日本特殊陶業市民会館 第1会議室		○					○		○								
	豊橋協会	豊橋管内											○						
衛生推進者 (学科1日)	全地区協会	ポラビル								9							9,900	1,100	11,000
局所排気装置自主検査者 (学科2日・実技1日)	全地区協会	(学)ポラビル		23、24		11、12			12、13	17、18		12、13		13、14			会員 49,430※ 非会員 53,430※	9,070	58,500※ 63,000※
		(実)ポラビル		25or26		13or14			14or15	19or20		14or15		15or16					
安全管理者選任時研修 (学科2日)	全地区協会	ポラビル			6、7			30、31									会員 16,500 非会員 18,700	1,650	18,150 20,350
	全地区協会	日本特殊陶業市民会館 第1会議室										○		○					
マスクフィットテスト 実施者養成研修 (学科・実技1日)	全地区協会	名古屋市公会堂を予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会員 21,000 非会員 25,200	880	21,880※ 26,080※
建築物石綿含有調査者講習	全地区協会	ポラビル												7、8			会員 40,000 非会員 40,000		40,000 45,280
		国際会議場会議室を予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

免許試験勉強会

単位：円

講習会の名称 (講習日数)	申込受付 実施協会	講習会 実施場所	2022年										2023年			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合計 (税込)	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
衛生管理者(一種) (学科4日)	全地区協会	ポラビル			6、7 8、9								1、2 3、4				会員 22,000 非会員 22,000	テキスト 3,900 問題集 2,200	28,100 28,600
		日本特殊陶業市民会館 第1会議室					○	○	○	○				○		テキスト 4,400 問題集 2,200			
エックス線作業主任者 (学科4日)	全地区協会	ポラビル			27、28 29、30							24、25 26、27			6、7 8、9		会員 22,957※ 非会員 25,957※	テキスト 3,691 問題集 3,352	30,000※ 33,500※
																テキスト 4,191 問題集 3,352			
潜水士 (学科2日)	全地区協会	ポラビル										24、25					会員 14,010※ 非会員 15,710※	テキスト 2,250 問題集 1,540	17,800※ 20,000※
																テキスト 2,750 問題集 1,540			
作業環境測定士 (学科2日)	全地区協会	日本特殊陶業市民会館 第1会議室			○													会員 18,740	非会員 20,980

<注意事項>

1. 申込前に電話で空席状況の問い合わせ、および予約をお願いします。(Web申込みの場合は不要) お申込者(法人、個人)のご住所を担当する労働基準協会を次ページでご確認の上お電話ください。
2. 受講料に※印の講習会は2022年(令和4年)4月1日から受講料を改定しておりますのでご了承ください。
3. テキスト代、問題集代は2022年12月14日現在の価格(改訂が決定しているものは新料金で掲載)です。今後、改訂等により変更する場合があります。
4. 日程が太字になっている講習会は、会場開催の他、リモート講習を同時開催する予定です。
5. ○印は開催予定(日程が決まり次第ホームページでご案内します。)
6. 講習日程、講習会場等は、諸事情により変更する場合があります。また、受講人員が少ない場合は、講習会を中止することがあります。
7. 上記講習会以外にも、新規の講習会を実施する場合があります。なお、各種講習会に関する最新情報は当協会のホームページ、または電話でご確認ください。

<出張・追加講習>

・ご希望の場所や日程で行う出張講習の相談を受け付けています。詳しくは愛知労働基準協会までお問い合わせください。

<助成金・給付金>

・「人材開発支援助成金 特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コース、建設労働者技能実習コース」(法人様向け)「一般教育訓練給付金制度」(個人様向け)の利用が可能な場合がありますが、申請は各自で進めていただき、ご不明な点は次の各問合せ先までお問い合わせください。■法人様向け助成金：愛知労働局 雇用助成室(TEL 052-219-5518) ■個人様向け助成金：最寄りのハローワーク

令和4年度(2022年度) 技能講習、特別教育、安全教育(案)

技能講習(愛知労働基準協会主催)

月 度	対象	労働安全衛生法	令和4年 2022年										令和5年 2023年			受講料	内訳 上:受講 中:テキ 下:食事	食事有無	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
フォークリフト 31H (4日)	従事者	第61条			9学 14,15 16,17 21,22 25,26				30学	4,5 6,7 11,12 15,16							33,550 円	31,000 1,650 900	学科:昼食あり 実技:各自持参
ガス溶接作業 (2日)	従事者	第61条							8学 10								14,680 円	12,900 880 900	学科:昼食あり 実技:各自持参
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等作業主任者 (2日)	監督者	第14条	6,7 13,14 20,21		特化物は現在実施しているアンケートに基づいて追加します												15,580 円	11,800 1,980 1,800	学科:昼食あり

特別教育(西尾労働基準協会主催)

アーク溶接 (3日)	従事者	第59条 3項								10,11 12							会員 22,400 円 非会員 27,400 円	19,500 1,100 1,800	学科:昼食あり 実技:各自持参
自由研削といし (1日)	従事者	第59条 3項									18						会員 10,200 円 非会員 15,200 円	8,880 1,320 0	各自持参

安全教育(西尾労働基準協会主催)

色付けの教育は、愛知労働局の安全方針『危なさと向き合おうAction100in愛知』に沿った内容になっています。すぐ各事業所様が活用できるよう①事例でご説明し、②一部の資料は各社に合った形に修正できる電子データでお渡ししています。

異常処置/RA (1日)	従事者	第59条 3項他	2022年は未実施												会員 8,800 円 非会員 13,800 円	7,900 0 900	学科:昼食あり		
安全衛生推進者養成 (2日)	管理者 10~49名	第12条 2項	2022年は未実施 2023年より再開												会員 18,700 円 非会員 23,700 円	15,470 1,430 1,800	学科:昼食あり		
安全管理者選任時 (1日)	管理者 50名以上	第11条				29								27			会員 19,600 円 非会員 24,600 円	16,550 1,650 1,400	学科:昼食あり 夕軽食あり
職長・現場監督者安全衛生 (2日)	監督者	第60条													8,9		会員 15,200 円 非会員 20,200 円	12,520 880 1,800	学科:昼食あり
雇入時(新入者)安全衛生 (1日)	新入者	第59条														29	会員 8,000 円 非会員 13,000 円	6,220 880 900	学科:昼食あり

お問い合わせ先一覧

以下の内容については所在地の地区協会宛にお問い合わせください。

・申込について ・(1週間前までの)予約内容の変更

担当地区	労働基準協会名称	お電話受付時間	電話番号 FAX番号	メールアドレス (電話受付時間以外のお問い合わせに)	所在地
県外の方のみ受付 *県内の方は所在地の地区協会にお申込み下さい	公益社団法人 愛知労働基準協会	9:00~17:25	052-221-1436 052-221-1440	toiawase@airouki.or.jp	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26 ポーラ名古屋ビル内
名古屋市 東区 北区 中区 守山区 春日井市 小牧市	一般社団法人 名北労働基準協会	8:30~17:30	052-961-1666 052-962-1670	uketsuke@meihokurouki.or.jp	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
名古屋市 千種区 昭和区 瑞穂区 熱田区 緑区 名東区 天白区 豊明市 日進市 愛知郡東郷町	名古屋東労働基準協会	9:00~16:30 (12:00~13:00は除く)	052-882-3909 052-883-3586	http://www.meito-roukyo.jp	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2F
名古屋市 中川区 港区 南区	一般社団法人 名古屋南労働基準協会	8:30~17:00	052-651-9246 052-651-1411	info@meinan-roukikyo.or.jp	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2
豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 北設楽郡	豊橋労働基準協会	8:30~17:00	0532-54-2131 0532-54-2130		〒440-0874 豊橋市東松山町14
名古屋市 中村区 西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡	名古屋西労働基準協会	9:00~16:30	052-581-8086 052-581-8089	info-meisei@abox3.so-net.ne.jp	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階
岡崎市 額田郡	岡崎労働基準協会	9:00~16:30	0564-52-3692 0564-54-0739		〒444-0831 岡崎市羽根北町一丁目3番地8
一宮市 稲沢市	一宮労働基準協会	10:00~16:00	0586-48-5495 0586-48-5496		〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1F
半田市 常滑市 東海市 知多市 大府市 知多郡	一般社団法人 半田労働基準協会	9:00~16:30 (12:00~13:00は除く)	0569-21-4440 0569-21-4441	handarouki@kuf.biglobe.ne.jp	〒475-0902 半田市宮路町151番32
刈谷市 碧南市 安城市 知立市 高浜市	一般社団法人 刈谷労働基準協会	9:00~17:00	0566-21-6337 0566-21-6366	info@kariya-rouki.or.jp	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5F
豊田市 みよし市	豊田労働基準協会	9:00~17:00	0565-28-9411 0565-24-3922	toyotaki@abelia.ocn.ne.jp	〒471-0826 豊田市トヨタ町1 トヨタ会館ビルG階
瀬戸市 尾張旭市 長久手市	瀬戸労働基準協会	9:00~16:30	0561-82-2575 0561-59-3575	seto.rouki@wh.commufa.jp	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内
津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	津島労働基準協会	9:00~16:30	0567-26-4603 0567-28-7390	tsurouki@clovernet.ne.jp	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内
江南市 犬山市 岩倉市 丹羽郡	江南労働基準協会	10:00~16:00	0587-55-2341 0587-55-6125		〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1
西尾市	西尾労働基準協会	9:00~16:00	0563-56-0244 0563-56-0244	info@nishio-rouki.com	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F

<注意事項> 各地区労働基準協会の会員事業場の方は、加入されている各協会に申してください。

会員事業場以外の方は、上記「担当区域」を担当する協会に申してください。